（公務遺族年金の決定の請求）

第百十八条　［略］

一　［略］

二　組合員又は組合員であつた者の氏名、生年月日、基礎年金番号及び死亡した年月日

［三～十三　略］

2　［略］

一　［略］

二　請求者と組合員又は組合員であつた者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書、戸籍謄本、除籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し

［三～九　略］

［3・4　略］

（退職等年金給付の受給権の消滅の届出）

第百十九条の九　退職等年金給付の受給権者が死亡し、又はその権利を喪失したとき（公務障害年金を受ける権利を有していた者が死亡したことにより公務遺族年金が支給されることとなるときを除く。）は、その遺族、法第四十四条第一項の規定により支払未済の給付の支給を受ける者若しくは戸籍法の規定による死亡の届出義務者又は年金を受ける権利を喪失した者は、遅滞なく、次に掲げる事項（受給権者が死亡した場合にあつては、個人番号を除く。）を記載した年金受給権消滅届出書を連合会に提出しなければならない。ただし、当該受給権者が死亡したことにつき、連合会が地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

［一～五　略］

［2・3　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（公務遺族年金の決定の請求）

第百十八条　［同上］

一　［同上］

二　組合員又は組合員であつた者の氏名、生年月日、個人番号又は基礎年金番号及び死亡した年月日

［三～十三　同上］

2　［同上］

一　［同上］

二　請求者と組合員又は組合員であつた者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書、戸籍謄本又は除籍謄本

［三～九　同上］

［3・4　同上］

（退職等年金給付の受給権の消滅の届出）

第百十九条の九　退職等年金給付の受給権者が死亡し、又はその権利を喪失したとき（公務障害年金を受ける権利を有していた者が死亡したことにより公務遺族年金が支給されることとなるときを除く。）は、その遺族、法第四十四条第一項の規定により支払未済の給付の支給を受ける者若しくは戸籍法の規定による死亡の届出義務者又は年金を受ける権利を喪失した者は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した年金受給権消滅届出書を連合会に提出しなければならない。ただし、当該受給権者が死亡したことにつき、連合会が地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

［一～五　同上］

［2・3　同上］

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う存続組合及び指定基金に係る特例業務等に関する省令の一部改正）

第二条　厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う存続組合及び指定基金に係る特例業務等に関する省令（平成九年大蔵省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	
（特例年金給付等の請求手続に係る国共済法施行規則の適用等）	
第十四条　［略］	
［略］	［略］
第九十七条第二項第一号	［略］
、区長	、区長又は総合区長
又は除籍抄本若しくは除籍謄本	、除籍抄本若しくは除籍謄本又は不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百四十七条第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し（以下「法定相続情報一覧図の写し」という。）
［略］	［略］
組合員又は組合員であつた者	旧適用法人施行日前期間を有する者
第百十四条の二十六第一項第二号	

改正前	
（特例年金給付等の請求手続に係る国共済法施行規則の適用等）	
第十四条　［同上］	
［同上］	［同上］
第九十七条第二項第一号	［同上］
、区長	、区長又は総合区長
［同上］	［同上］
組合員又は組合員であつた者	旧適用法人施行日前期間を有する者
生年月日、	生年月日及び個人番号又は
第百十四条の二十六第一項第二号	